

議第177号

和解について

広島高等裁判所平成29年（ネ）第317号損害賠償請求控訴事件について、次のとおり訴訟上の和解をする。

1 当事者

(1) 控訴人

元呉市交通局正規職員（運行管理者及び運転士）34名

(2) 被控訴人

呉市

2 和解条項

- (1) 被控訴人は、控訴人ら（控訴人らのうち和解に応じる予定の34名）に対し、本件解決金として、それぞれ10万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、前項の金員を、平成31年 月 日限り（和解成立期日の1月後の日）、控訴人ら指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被控訴人の負担とする。
- (3) 控訴人らと被控訴人は、本和解により当事者間の紛争を円満に解決したこととし、互いに誹謗中傷しない。
- (4) 控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- (5) 控訴人らと被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

（提案理由）

広島高等裁判所平成29年（ネ）第317号損害賠償請求控訴事件について、同裁判所から和解の勧告があったので、これに応じるため、この案を提出する。